有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

蜂谷工業株式会社

期間:令和6年1月31日~令和6年5月30日(4ヶ月)

範囲:近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

蜂谷工業株式会社は、令和5年11月28日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。

当該事実については、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」(平成9年5月30日付け官会第1242号)の別表第2第13号(建設業法違反)に該当するため。